

## 市内事業所によるのんほいらんど運営に関する企画書

消費、投資、取引による地域経済の循環、そして、地域との連携、協働、また、事業所の消費販路拡大を目的として、市内事業所による地域の産物の販売を行う。

販売所の無償提供など、事業者負担を軽減をする反面、事業所の自主的努力や責任による販売を目指す。

### 【流れ、運営方法】

- ・ 随時、事業者からの申請による許可制度にて登録し、販売運営を行う。
- ・ 販売日程は先着によるものとし、決定する。

例) 前月15日までに、翌月の参加申し込み(日程申し込み)を行う。

前月25日に翌月の日程を決定し、各事業所への通知、ならびに広報を行う。

- ・ 緊急な運営中止の場合は、休業とする。
  - ・ 運営時間は午前11時00分から午後2時とする。
- ※売り切れ等により、繰り上げの閉店を可能とする。
- ・ 販売箇所へは車を乗り入れ、テント等を各自設置し、販売する。
  - ・ 市からの提供として
    - ： 販売専用スペース
    - ： 電源(15A 125V)
  - ・ 各自でご用意頂くもの
    - ： 必要な場合は、保冷(冷蔵、冷凍ケース)等、食品の衛生を保持する資機材
- ※事業所により食材、販売するものが異なるため。
- ： メニュー等記載する看板灯
  - ： テント用ウェイト(重り)
  - ： 販売用ゴミ袋
  - ： その他食品衛生上必要な資機材
- ・ 露店営業や自動車により行う営業許可等、のんほいらんどに見合った許可を受けること。
  - ・ 食品販売等においては、食品衛生法などの法律に基づくこと。
  - ・ 上記営業等の許可ならびに販売における法律等について不明瞭な案件は市保健所へ相談すること。

### 【お願い】

地域との連携、商工政策の観点から事業所の販売支援を行う。今までの建設現場とは異なり、スポットクーラー用電源、常設看板、冷蔵冷凍ケースを所有していないためご了承頂きたい。通常、市の所有する敷地内等での販売等は場所代などとして、使用料を徴収するが、産業の振興の観点から、使用料等(行政財産目的外使用など)の徴収はせず、場所の提供のみとし、各事業所の責任により販売を行って頂きたい。